

関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、適正な課税のための規定の整備を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、暫定関税率等の適用期限の延長

平成二十五年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、適用期限を一年延長する。

二、適正な課税のための規定の整備

- 1 輸入貨物の課税標準となる価格の決定(関税評価)に係る規定について明確化を図る。
- 2 延滞税及び還付加算金について、現下の低金利の状況等に鑑み、特例的に利率の見直しを行う。
- 3 災害等により更正の請求の期限が延長され、その請求に対し税関が更正等ができない期間が生じる場合について、更正等ができる期間を延長する。

三、 施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十五年四月一日から施行する。